

さくら通信12月号



2010年12月 No. 72



発行

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号

さくら税理士法人

さくら社会保険労務士法人

労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

龍馬伝



NHKの「龍馬伝」が終わった。坂本龍馬ものはテレビで何度か見たが、今回の龍馬伝が一番面白かった。様々なガイド本で予習しながら視聴したので、龍馬についての理解が深まったが、わからない事が一杯残っている。その1つが「土佐の下級武士出身で、名も無き33歳の若者が、どうしてこんなに大きな役割を果たせたのか」という素朴な疑問である。

坂本龍馬が生きた幕末は、欧米列強による東方進出という国難の時代であった。この国難は明治維新による近代国家への変革により克服された。この明治維新に至る薩長同盟、大政奉還への道筋をつけた一番の立役者が坂本龍馬であった。国難が英雄を生んだという答えしか見つからない。

現在の日本は、政治経済社会外交の多方面において行き詰まっている。幕末に似た状況と言えなくも無い。平成の坂本龍馬が登場するのだろうか。



(竹内)



年末調整のご案内



1. 必要書類

① 扶養控除等(異動)申告書

控除対象配偶者や扶養親族は、本人と生計を一にしており、所得が38万円以下の人をいいます。所得が38万円以下とは、給与所得だけなら103万円以下、公的年金だけなら158万円以下(ただし65才未満の人は108万円以下)をいいます。扶養にできない方を間違えて扶養とした場合には、後日税務署からは正すよう連絡があります。本年中に、出産、死亡、就職等があった場合には、特に注意してください。

また、平成23年から扶養控除の見直しが行われるため、**平成23年分扶養控除等申告書の記載のしかたが変わりました**ので、ご注意ください。16才未満の扶養親族は、住民税の均等割額を計算する上で必要となるため、下段に別途記載してください。

② 保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

配偶者控除と配偶者特別控除のダブル適用ができません。配偶者特別控除を受けられるのは、所得が38万円超76万円未満(配偶者が給与所得のみの場合は103万円超141万円未満)の配偶者だけです。

(添付書類)

(ア) 生命保険・損害保険(長期)・地震保険の控除証明書

(イ) 小規模企業共済等の控除証明書

(ウ) 国民年金の控除証明書(本人及び家族分)

(エ) 国民健康保険料の金額(本年中に支払った金額)

※生命保険には、“一般用”と“個人年金用”とがあります。別々に控除額が計算されますので、注意してください。

また損害保険には、長期の損害保険料控除(平成18年12月31日までの契約)と地震保険料控除とあります。(ただし、一つの損害保険契約等がいずれの契約区分にも該当する場合は、選択によりいずれか一方の契約区分のみ該当するものとして計算します。)

2. 特に注意の必要な方(上記以外に必要な書類等)

(ア) 今年入社の人→前職の源泉徴収票

(イ) 住宅借入金等特別控除がある人→年末借入金残高証明書(銀行・公庫)、住宅借入金等特別控除申告書(税務署より送付分)

3. 今年からの変更点

認定長期優良住宅の新築等をした場合の住宅借入金等特別控除の特例が創設されました。



ご質問等ございましたら、当社におたずね下さい。

(坂田)



被保険者賞与支払届について



日本年金機構より随時、健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届が送付されます。

(賞与を支給されましたら、賞与支払届の提出義務が発生しますのでご注意ください)

当事務所に提出を依頼される事業主様は、被保険者賞与支払届が届きましたらご連絡下さい。

保険料の計算式は下記のとおりになります。

支払賞与額(1,000円未満切り捨て)×保険料率

保険料率	健康保険料	4.695%
	厚生年金保険料	8.029%
	介護保険料	0.75%

(松村)

12月の税務

- | | |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 給与所得の年末調整
調整の時期…本年最後の給与の支払をするとき 給与所得者の保険料控除申告書、住宅取得控除申告書の提出
(1)提出期限…本年最後の給与の支払を受ける日の前日
(2)提出先…給与の支払者経由、その給与に係る所得税の納税地の所轄税務署長 固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付
納期限…12月中旬に市町村の条例で定める日 11月分の源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額(22年6月～11月分)の納付
納期限…12月10日 7月～12月分源泉所得税の納期限の特例届出書の提出
提出期限…12月20日 10月決算法人の確定申告・法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税
申告期限…平成23年1月4日 | <ol style="list-style-type: none"> 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告・消費税・地方消費税
申告期限…平成23年1月4日 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告・消費税・地方消費税
申告期限…平成23年1月4日 4月決算法人の中間申告・法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税…半期分
申告期限…平成23年1月4日 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告・消費税・地方消費税
申告期限…平成23年1月4日 消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(8月決算法人は2ヵ月分)・消費税・地方消費税
申告期限…平成23年1月4日 |
|---|--|

12月の社会保険労務

- | | |
|--|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 10日 一括有期事業開始届・概算保険料160万円未満：請負金額19,000万円未満の工事(労働基準監督署) 31日 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(社会保険事務所または健康保険組合、公共職業安定所) | <p>支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届</p> |
|--|---|



資産税係

相続により年金形式で受け取る生命保険金

さくら通信や事務所主催の研修会において幾度かお伝えしましたが、『相続により年金形式で受け取る生命保険金』の二重課税についての還付手続きが始まりました。

今回の還付は2005年から2009年の5年間に納めすぎた所得税が対象となります。

還付を受ける方は、ご自身で税務署に対して申告(更正の請求)を行う必要があります。所得税の還付は、5年以内と国税通則法で定められていますので、2005年に納めすぎた所得税については、申告期限が今年の12月末までとなっております。還付の可能性のある方に対しては、10月中旬以降、保険会社より通知書が送られてくるそうなので、郵便物をご確認下さい。

(参考)

生命保険金や損害保険金を遺族が年金形式で受け取っている場合、相続の際に相続財産として相続税が課税され、かつ、毎年受け取る当該年金に所得税が課税されていました。
本年7月6日に最高裁にて、相続財産として課税された年金形式で受け取る生命保険金については所得税の課税対象とならない旨の判決が出されました。

(久保協)

一ヶ月お待ちしました。今月からは、お約束どおり、純資産の部の各々の項目についてご説明します。
まず、「**資本金**」について。

個人事業における資本金とは、事業主が事業を行うにあたりまず会社（個人商店）に出資した金額をいいます。その後、決算で利益が生じた場合には増加（損失が生じた場合には減少）し、また事業主が追加資金を入れた場合には増加（引き出した場合には減少）する、というように、事業主の都合で流動的に増減可能なものです。

これに対して、株式会社の資本金は、会社法の規制を受けます。株式会社の株主は有限責任であり、出資額を超えて責任を問われることはありませんので、そのメリットを株主が享受することの代償として法が会計に関与するのです。

会社設立後には、株主総会の決議によって資本金の額を減少することができますが、資本金の減少には原則として債権者保護手続が必要となります。

今回は、引き続き純資産の部より「**資本準備金**」について。

（渡邊）

建設係

住宅エコポイントの延長

・エコポイント制度の延長

エコ住宅の新築、介護にも役立つバリアフリーリフォームを含めたエコ住宅へのリフォームに対してポイントを発行する制度が平成23年12月31日まで1年間延長されました。

・住宅エコポイントの対象拡充

エコ住宅のリフォーム等に併せて設置する省エネ性能が優れた住宅システムの一体的導入を促進するため、住宅用太陽熱利用システム（ソーラーシステム）、節水型便器、高断熱浴槽へのポイント発行対象が拡充されました。

ポイントの発行対象は平成23年12月31日までに着工した工事、ポイントの申請期限は平成24年6月30日または平成24年3月31日までとなります。

詳しくはお近くの工務店または住宅エコポイント事務局へお尋ねください。

（岸上）

医療係

出資持分の定めのない医療法人

出資持分の定めのない医療法人とは、10月号で説明した地上部分の医療法人です。

新医療法において、医療法人解散時における残余財産の帰属先については、合併及び破産手続の開始の決定による解散の場合を除き、非営利性の徹底を図るため、国・地方公共団体・医療法施行規則第31条の2に規定する者（公的医療機関の開設者又はこれに準ずる者として厚生労働大臣が認めるもの、財団又は社団医療法人であって持分の定めのないもの）とされました。いくら出資しても出資金額は戻ってきません。

A病院に対して3百万円の出資（全体の30%）をしていたと仮定します。その後利益を積み重ね病院の財産評価が1億円となり病院側に出資の返還申請を申し出たとしても、3千万どころか出資した3百万円さえ戻ってきません。

出資持分の定めのない一般社団医療法人については、基金制度を創設することにより拠出した金額を返還できる場合があります。

（田中）

リスマネ委員会

私たちが関与先様のリスク対策のために行う業務とは

◎保険証券を確認し、経理処理をチェック

一口で生命保険と言っても、税務上ではその種類や保険期間等により、資産計上すべきもの、損金に算入できるものなど様々です。私たちはそれらを判断するための基礎資料である保険証券を精査し、適正な会計処理を行います。

◎万一の時に必要となる資金量（標準保障額）を定期的にチェック

経営者・幹部社員が生命保険に加入する場合、ある一定の基準が必要です。

たとえば、将来の退職金の問題や借入金の返済計画などを十分に検討しなければなりません。

私たちは、貴社の資金繰りやその他のデータを考慮し、適正な保障額を算定し、決算期など定期的に過不足をチェックします。

◎貴社にとって適正な生命保険契約をアドバイス

私たちは標準保障額に基づき、適正な保障額や保険料など、貴社にふさわしい生命保険契約をアドバイスします。

来月は、『標準保障額』とは…をご説明します。

（井村）

☆木村義次 社会貢献者表彰受賞☆

社会貢献者表彰とは、広く社会の各分野において、顕著な功績を挙げながらも報われる機会が少なかった方々を対象とし、表彰と日本財団賞を贈るものです。

「平成22年度社会貢献者表彰」の概要

- 候補 : 223件
 - 受賞 : 50件
- 受賞内訳**
- 人命救助の功績 : 11件 (17名)
 - 社会貢献の功績 : 34件 (22名13団体)
 - 特定分野の功績 (海の貢献賞) : 5件 (3名2団体)



活動内容

「鳥雲」という徳島県出身で戦時中モンゴル人の養父母に匿われて育ち、同国の教師となり後にモンゴルの砂漠の緑化に尽力した人物に感銘を受け、同志を募り中国内蒙古ホルシン沙漠緑化大作戦を平成8年から開始し、延べ18回、800名、300万本の植樹をした。また、植林の他に平成11年から中、高生対象に奨学金を8名に贈り続けるとともに、小学校3校、中学校寄宿舎1校を建設した。

今回、中国砂漠への植林事業に関与させていただいた関係で、「社会貢献者表彰」受賞の栄に浴しました。中国残留日本人孤児「鳥雲(ウユン)先生」との心情的な繋がりが、植林隊員全員の植林奉仕に見事な花を咲かせたと思います。「早く大きくなってくれヨ、生きついでくれヨ」と涙を砂に落としながら、広漠たる砂漠に木を植える隊員の神々しい姿はポプラなどの成長に反映して、将来立派な「万里の森林」を作ってゆくことを期待している次第です。ここに至るまでの15年間に物心両面に亘り熱いご支援を下さった多くの方々に深く御礼を申し上げます。唯、感謝。ホルシン砂漠植林隊に栄光あれ！！

(木村 義次)

中途入社職員紹介

紹介が遅くなりましたが、9月に入社した3名です。
よろしくお願いします。

税務部 第3課 天羽 一喜	社会保険部門 吉田 絵美	社会保険部門 松村 小百合
3課の新しいメンバーに天羽さんが加わりました(^0^). 男前(?)で、頼りがい(?)のある、アラフォー。9月から一緒に仕事をしていますが、え！？まだ2ヶ月しか経ってないの？と思うくらいすでに事務所に馴染んでいます。 趣味は船上での海釣りで、家族から許された月一度、鳴門海峡の大海原で釣り糸を垂らしています。釣り竿などは使わず、手釣りでダイレクトに伝わる感覚を楽しんでいます。 (課員一同)	はじめまして、吉田です。 今回の3人の中でも、入社が2週間遅い、一番後輩です。 新入社員全員が通る道だそうですが、事務所の雰囲気と居心地の良さのせいか、私も1ヵ月半で体重が2kg、体脂肪率2%増でした(>_<) さすがに危機感を感じ、2週間前からお菓子を断ちました！が、まだ思うような結果が… 今、外出はほぼ車ですが、自転車でのエリア拡大を検討中です。皆様のところにも、自転車で現れるかもしれません… それでは、まだまだ分からないことばかりで迷惑おかけしますが、よろしくお願いします。 (吉田)	新入社員の松村です。9月からさくら事務所の一員となりました。 早く仕事に慣れなくてはと日々頑張っています。このまま新鮮な気持ちを維持し続けたいです。 入社して2ヶ月がたち、体重が2kg増えてしまいました。新鮮な気持ちと合わせて、体重も維持できるように、気を引き締めたいと思います。 まだまだ不慣れで、ご迷惑をおかけするかもしれませんが、よろしくお願いします。 (松村)



当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には完全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品や奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL : 088-625-2556
FAX : 088-654-1181

